

地域型保育事業について

(小規模保育事業・家庭的保育事業
・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)

平成26年2月21日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

(1-①)地域型保育事業とは

○地域型保育事業の 各事業

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・居宅訪問型保育事業

⇒児童施設ではなく「事業」
として位置づけ様々な場
所で展開

○コンセプト

- ・地域における多様な
保育ニーズにきめ細
かく対応
- ・質が確保された保育
を提供

⇒子どもの成長を支
援する

(1-②) 各事業の特徴

	小規模保育事業	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	6～19人まで	少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	様々(数人～数十人程度)	1対1が基本
場所	多様なスペース	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅

(2-①) 認可基準

～東大阪市でどんな事を決めていくか～

■ 国が定める基準

(従うべき基準)

① 設置できる者

- ・国、地方公共団体、社会福祉法人、学校法人
 - ・上記以外の者
- ⇒ 経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすこと

② 職員の資格・員数

③ 乳幼児の適切な処遇の確保

④ 安全確保

⑤ 秘密の保持と児童の健全な発達に関連するもの

■ 市町村が国を参考に定める基準

(参酌基準)

⇔ 左記以外の事項は国の基準を参考に地域の実情に応じて市町村で設定

(例)

設備・面積・遊戯場・耐火基準
給食(調理・設備)など

(2-②) 国の従うべき基準(職員数・資格)

	小規模保育 (6~19名)			家庭的保育 (5名以下)	事業所内保育		居宅訪問型 保育
	A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)		20名以上	19名以下	
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1+1名		0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0~2歳児 3:1※ ³ 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	保育所と同様	小規模保育(A型、B型)と同様	0~2歳児 1:1
保育従事者	保育士※ ²	保育士 + 保育従事者※ ¹ (保育士1/2以上)※ ²	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)※ ¹	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)※ ¹	保育所と同様	小規模保育(A型、B型)と同様	必要な研修※ ¹ を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※1：研修内容、実施体制については、現行の研修内容も踏まえ、今後、それぞれ検討

※2：保育所と同様、保健師・看護師の特例あり(1人まで)

※3：保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても補助者の配置に配慮し、公定価格の議論の中で検討

(参考) 現行の各保育従事者の研修

家庭的保育者：基礎研修(21~22時間+2日間)+認定研修(88時間+20日間)

家庭的保育補助者：基礎研修(21~22時間+2日間)

B型の保育従事者：基礎研修(21~22時間+2日間)

(2-③) 参酌基準(設備・面積基準)

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育		居宅訪問型保育
	A型	B型	C型		20名以上	19名以下	
設備・面積	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室			保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室		—
	0・1歳児 1人3.3㎡ 2歳児 1人1.98㎡		0～2歳児 1人3.3㎡	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	保育所と同様	小規模保育(A型、B型)と同様	—
遊戯場	屋外遊戯場 ※付近の代替地可 1人3.3㎡(2歳児)			同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人3.3㎡(2歳児)	屋外遊戯場 ※付近の代替地可 1人3.3㎡(2歳児)		—
耐火基準等	保育室等を2階以上に設置する場合 ⇒耐火・準耐火建築物、手すり等の転落事故防止設備 ・消火器等の消火器具・非常警報器具			基本的には上乗せ規制なし ※更に検討	小規模保育事業を踏まえ、検討		—

⇒ 居宅訪問型事業・・・相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、規制を設けないことを基本とする。(その場合であっても、訪問に際しては相手方居宅の消火器や避難経路の確認等を求めることとする。)

(2-④) 参酌基準(給食)

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育		居宅訪問型保育
	A型	B型	C型		20名以上	19名以下	
給食	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む			自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む		—
設備	調理設備			調理設備	調理室	調理設備	—
職員	調理員※2			調理員※2・3	調理員※2		—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり

※2：連携施設等からの搬入を行う場合不要

※3：保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可

- ⇒ 自園調理が基本 調理業務の委託は保育所同様に可
- ⇒ 連携施設等からの搬入も可
- ⇒ 調理設備の具体的な内容については、条例等において定める
- ⇒ 連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、相談・助言

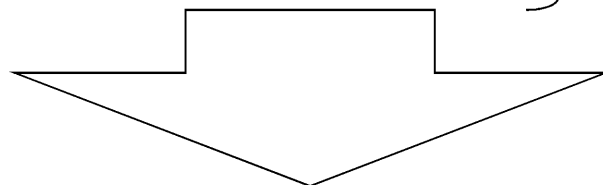
(3-①) 他施設との連携について

■ 連携とは？

⇒地域型保育事業は、対象年齢が0～2歳までの施設ため、

- ①保育内容の支援(合同保育・行事参加・発達支援)
- ②卒園後の受け皿(3歳以降の教育・保育の確保)

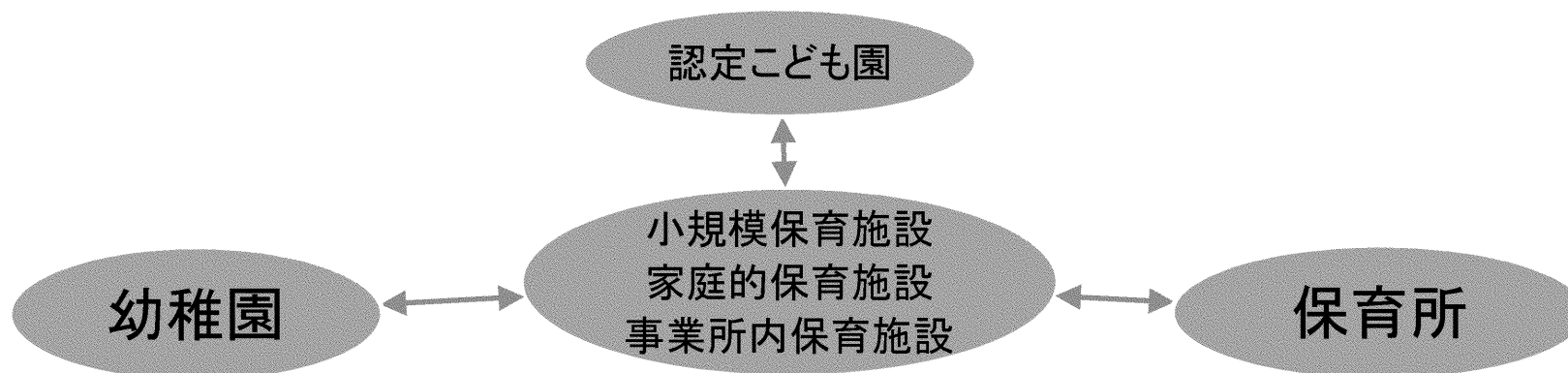
これらの役割を担う
連携施設の設定が必要



認定こども園・保育所・幼稚園とで連携を図っていく

※地域型保育事業者と認定こども園・保育所・幼稚園との間で調整・設定を行う

※設定が困難である場合、市町村が調整を行う



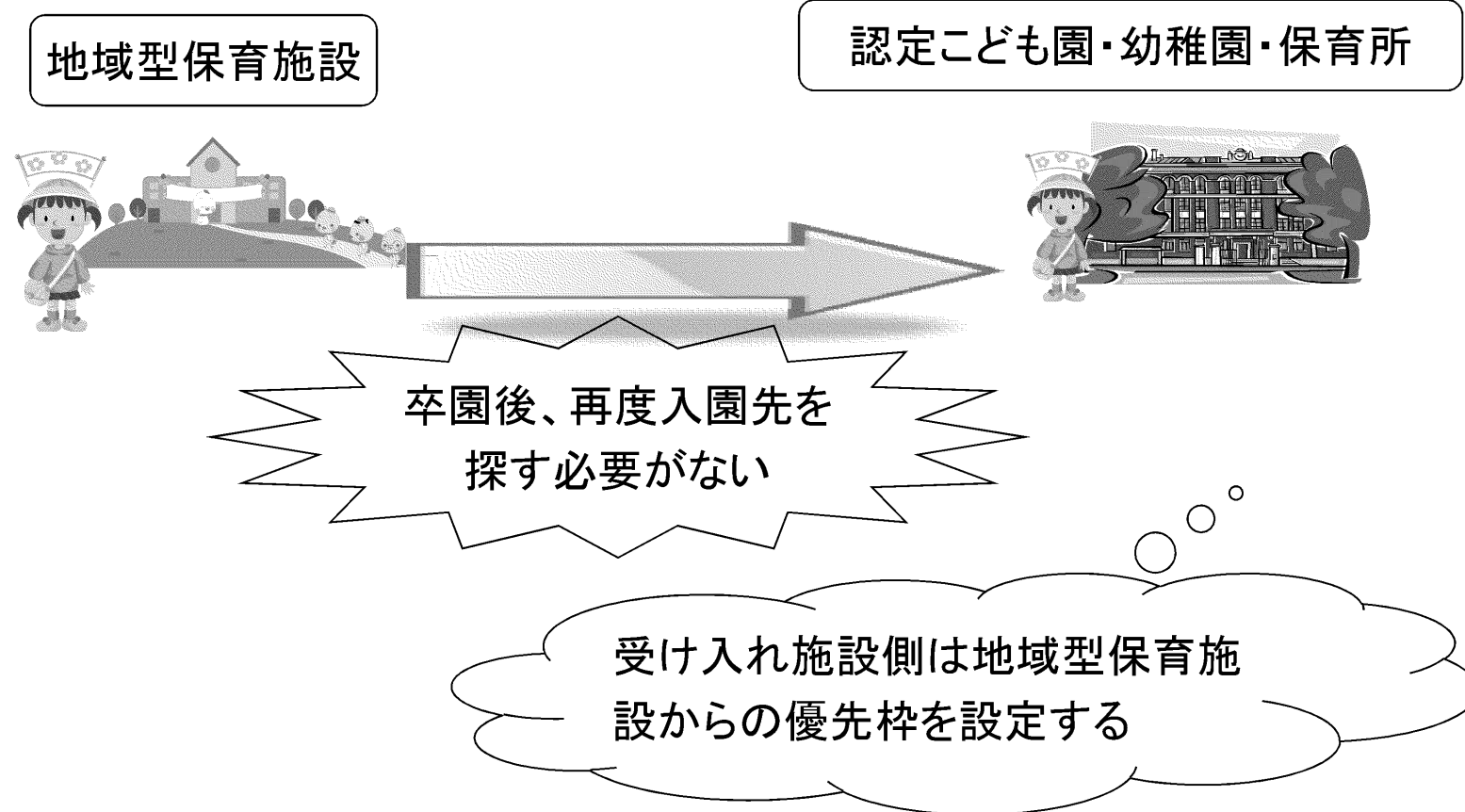
(3-②) 保育内容の支援とは？

	内容
給食	<ul style="list-style-type: none">○連携施設から外部搬入する場合<ul style="list-style-type: none">・献立作成・給食の調理と搬入・個別対応(離乳食・アレルギー児・体調不良児など) ○自園調理を行う場合 献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うことができる(必要に応じ)
嘱託医	<ul style="list-style-type: none">○連携施設と小規模保育施設とで同一の嘱託医に委嘱する場合 合同で健康診断を実施する(必要に応じ)
園庭開放	<ul style="list-style-type: none">○連携施設の園庭を利用できる(必要に応じ)
合同保育	<ul style="list-style-type: none">○実施可能(必要に応じ)
後方支援	<ul style="list-style-type: none">○保育士の急な病休等の場合、連携施設に協力を依頼することができる
行事への参加	運動会、学習発表会等

※各連携施設は運営に支障のない範囲で協力を行う

(3-③) 卒園後の受け皿とは？

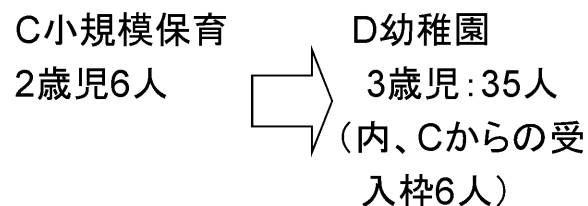
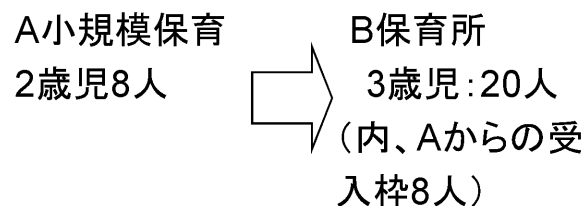
- 地域型保育施設を卒園後、受け入れ先を確保しておくことで保護者の安心・事業の安定性を確保していく



(3-④) 連携施設のイメージ

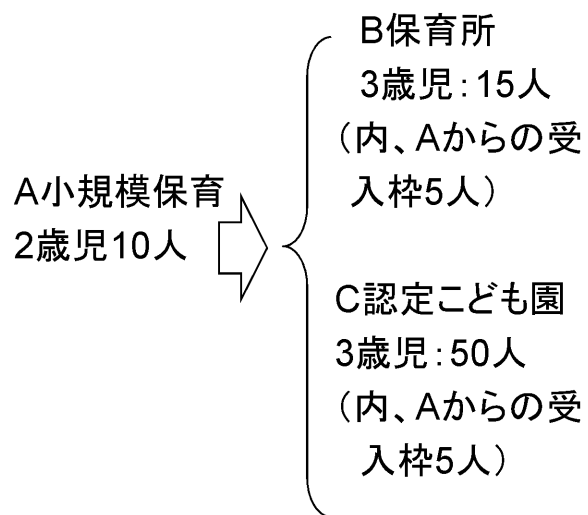
① 1対1の場合

○各事業・施設ごとに受け皿を確保



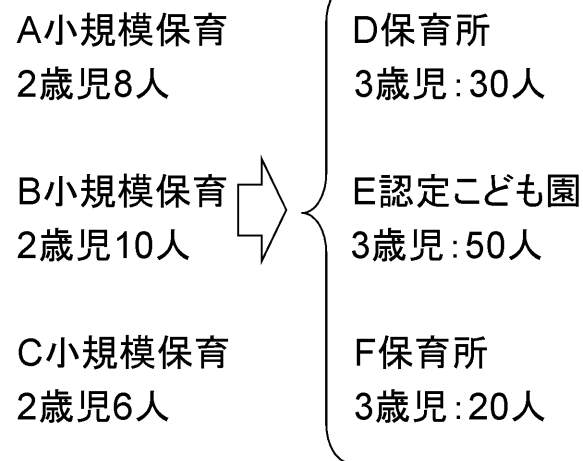
② 1対複数の場合

○複数の施設で受入確保



③ 複数対複数

○複数の事業の2歳児を複数施設
全体で確保



※各受入施設は「連携施設」である旨を明示

※利用定員の設定において小規模保育等からの優先的利用枠を設定

※ただし、当該施設の3歳未満児からの持ち上がりは最優先

※受入枠がある施設以外の施設を保護者が希望する場合、東大阪市が利用調整を行う

(3-⑤) 連携施設等

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
	A型	B型	C型			
連携施設	連携施設の 設定が必要 ※1			連携施設の 設定が必要 ※1	連携施設の 設定が必要 ※1	連携施設の設 定は一律には 求めない※2
嘱託医	嘱託医※3			嘱託医※3	嘱託医※3	—

※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)

※2 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

※3 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

⇒ 家庭的保育の連携(内容・方法)は小規模保育事業の方法と同様

(4-①) その他(事業所内保育事業)

○事業所内保育事業の地域枠に関しては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設定

<定員設定例>

定員区分		地域枠の定員	目安
1名～10名	1名～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1ヶ所程度
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	小規模保育事業(下限)1ヶ所+1名程度
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名～50名		12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名～60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名～70名		20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名～		20名	

(4-②) その他(居宅訪問型保育事業)

○居宅訪問型保育事業の位置づけ

- ①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
- ②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
- ③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応

⇒これらを基本としてさらに検討

⇒労働基準法の適用について今後も検討

今回特にご議論いただきたい点

●保育従事者(従うべき基準)...5ページ

保育従事者の資格をどのように考えるか

(主なご意見)

- ・保育従事者という制度について、事故対策など数時間の研修でどこまで学べるのか不安がある。
- ・保育能力を、研修などできちんと判断できるのであれば、資格要件を緩和してよいと考える。
- ・子育て経験や情熱があっても専門的な知識が欠けるのであれば問題。
- ・保育従事者や家庭的保育者の研修は最初だけではなく、継続的な研修が必要。
- ・少人数で実施する事業のため、勤務時間中に研修を受けてもらうのは難しい。
- ・保育は「子どもの命」を預かる仕事であり、保育士資格がないのは不安。

【対応方針案】

保育従事者等に対しては、継続的な研修として、原則、年1回の現任研修を実施し、質の維持・向上を図る。なお、認定のための研修の実施体制については、府の動向も踏まえ今後検討。

また、認可した事業所に対しては指導監査を行い、結果を公表することで質の担保を図る。

今回特にご議論いただきたい点

●配置基準(従うべき基準)...5ページ

職員配置基準について、本市の保育所基準で設定をするかどうか

(現状)	保育所(園)	0歳児	3:1
		1歳児	5:1
		2歳児	6:1

(主なご意見)

- ・1歳児はよく動いて大事な時であり、1歳児の配置基準は6:1ではなくて5:1がよい
- ・職員の配置基準は手厚く、面積は広い方がよいが、そのために施設が増えないのは問題。6:1で待機児童問題が解消されるのであればそうすべき。

【対応方針案】

地域型保育事業の職員配置基準については、本市の保育所基準を下回らないように設定する。

今回特にご議論いただきたい点

●設備・面積基準(参酌基準) ...6ページ

(認定こども園の議論の中でのご意見)

(乳児室・ほふく室の面積基準について)

- ・0～1歳児については現在5㎡だが、待機児童の問題があるなら一旦3.3㎡としてもよいと思う。
- ・寝る保障、活動する保障を考えると5㎡は必要ではないか
- ・成長の度合いが異なることから、寝る子どもと遊ぶ子どもが同室にいられるよう、部屋はできるだけ広いほうがよい

【対応方針案】

地域型保育事業の設備・面積基準は現行の既存施設からの円滑な移行を念頭に国基準に設定し、施行後、5年後を目途に行われる制度見直しの際に、本市の基準についても見直しを検討する。

今回特にご議論いただきたい点

●給食(参酌基準) ... 7ページ

食事の外部搬入を実施するかどうか

(現状) 保育所(園)において、外部搬入の実施は認めていない。

(課題) ・外部搬入自体を実施するかどうか

⇒実施する際には搬入時の衛生面について基準の設定が必要である

(認定こども園の議論の中でのご意見)

- ・給食センターなどからの外部搬入は衛生面で困難な課題もあるのではないか。
- ・調理や食事を生活の一部として子どもに見せる、という観点を重視すると外部搬入では不十分。

【対応方針案】

原則、自園調理とする。

今回特にご議論いただきたい点

■ 地域型保育事業の認可

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める

②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする

こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。

●経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を踏まえ、どの程度の団体までを認めるのか

【対応方針案】

市で定めた認可基準に適合する事業所に対しては幅広く参入を認めることとしつつ、認可した事業所に対しては指導監査を行い、結果を公表することで質の担保を図る。

今後の個別検討事項

■ 小規模保育事業

●3類型の扱いについて...5ページ

小規模保育施設の3類型についてどのように展開していくか

(主なご意見)

・保育の質と待機児童の解消などを考えるとA型を増やしていくべきである。

【対応方針案】

小規模保育施設の類型について、メニューとしてはA型・B型・C型を設ける(条例でそれぞれの基準を明記する)。国において保育士比率が上昇した場合(例:3/4となった場合)、公定価格上、段階的に対応していくことが検討されており、市においても保育士比率の上昇及び、A型への移行を促す。また、認可した事業所に対し指導監査を行い、結果を公表することで質の担保を図る。

■ 家庭的保育事業

●補助者の配置...5ページ

保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても、保育の質も考慮して2人以上の配置を求めるか

【対応方針案】

食事時間帯の対応など、1人では難しい場面があることを踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても、補助者の配置を求める。

今後の個別検討事項

■ 事業所内保育事業

● 地域枠の設定... 13ページ

地域枠の定員をどのように設定するか

【対応方針案】

事業所内保育の実態及び、国の動向を踏まえ、今後検討する。

■ 居宅訪問型保育事業

● 利用条件の制約... 14ページ

居宅訪問型の位置づけを踏まえ、利用できる条件を制約する必要があるか

【対応方針案】

1:1対応が基本となる事業の特性から、担う役割を整理し、国の示す位置づけの範囲での利用を基本とし、今後さらに検討する。